

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和7年度 第4回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和7年10月3日(金) 午前9時53分～午後3時45分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》		
	学識経験者〔条例第12条第3項1号〕		
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕		
	公認会計士		
	社会保険労務士		
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕		
	神奈川大学法学部教授		
	行政運営に識見を有する者		
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第2条第2項〕		
	深澤副町長（委員長）		
	青木企画部長（副委員長）		
	野崎町長室長		
	三橋総務部長		
	菊地町民部長		
《対象施設の職員》 水越豊（スポーツ課長）、山仲規之（主査）			
《事務局職員》資産経営課 杉崎圭太（課長）、喜々津雪羽（主任主事）、 亀山里緒（主事）、浅沼智也（主事）			
議題	(1) 指定管理者候補者の選定に係る審査について 《対象施設》①寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ ②田端スポーツ公園 ③寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート		
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申(委員会としての審査結果)の確定		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため 〔規則第7条〕

議事の経過

○開会

(事務局)

定刻より少し早い時間ですが、ただ今から、令和7年度第4回寒川町指定管理者選定委員会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局より確認事項を3点申し上げます。

1点目は、本委員会の構成でございます。本日は、指定管理者候補者の団体等を公募により選定するため、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条」の規定により、学識経験者並びに副町長、町長室長、企画部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設の所管する町民部長の構成員により会議を実施することになります。

続きまして、確認事項の2点目、「会議運営について」です。

本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆様の氏名や肩書を積極的にホームページ等で公表することは、現時点で考えておりません。しかしながら、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆様の氏名等を公表することとなりますので、予めご承知おきください。

また、応募団体に関する情報につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体につきまして、その名称を公表してまいりますので、併せてご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、3点目は本日のスケジュールについてです。

本日は3部構成にわたり審査を行います。午前は「寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ」の審査、午後は最初に「田端スポーツ公園」の審査を行い、次に「寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート」の審査を行います。

なお、学識経験者の神奈川大学法学部教授におかれましては、午後の2件目の案件よりご出席予定となっております。長時間の審査となりますが、よろしくようお願いいたします。

本委員会の説明及び運営に関する確認事項は以上でございます。

これより議題となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。それでは、この後の進行を委員長にお願いいたします。

○議題

(1)指定管理者候補者の選定に係る審査について

《対象施設》①寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ

(委員長)

それでは、議事を進めてまいります。

お手元の次第のとおり、議題の「寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ」に関する指定管理者候補者の選定に係る審査を行ってまいります。

最初に、審査方法に関する提案になります。

「寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準」では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。

そこで、「寒川町指定管理者選定委員会規則第10条」により、「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」との規定がございます。

従いまして、具体的な審査に関する提案を事務局より説明いたしますので、事務局の説明を聞いた後、皆さまからのご意見を頂き、審査方法を決定したいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より本日のプレゼンテーションに係る審査方法につきまして、説明させていただきます。

プレゼンは事業者からの 20 分間の提案と 20 分の質疑により行います。

採点は 5 段階評価で行い、標準点であります 3 点を基準点とし、全て 3 点であった場合の基準点に本日の委員数、午前と午後の最初の審査は 8 人、午後の 2 件目の審査は 9 人を乗じた点数をボーダーラインとし、指定管理者の候補者としていたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの私からの説明と事務局からの審査方法に関する提案がございましたが、委員の皆さんより、何かご意見等はございますでしょうか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

それでは、標準点である 3 点の総合得点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたします。

続きまして、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思えます。

本日は、対象施設の所管であります水越スポーツ課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(水越スポーツ課長)

スポーツ課長の水越です。

寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわについて施設の概要、審査基準等について説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず施設の概要です。総合体育館は都市公園であるさむかわ中央公園内の運動施設として平成 10 年 8 月に開館したもので、町民が生涯を通じてスポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる社会の実現に寄与するための施設として当初管理委託により運営を開始し、平成 18 年度より指定管理者による管理とし、現在に至っております。

また、パンプトラックは同じくさむかわ中央公園内の運動施設として平成 30 年に設けられ、BMXをはじめとしたホイールスポーツの普及、また、それをきっかけとした町民が気軽にホイールスポーツを楽しめる環境づくり、さらには交流人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とした施設として、当初より指定管理者により運営管理されています。

なお、これらの施設は同公園内にあり同一の指定管理者に管理することが合理的であることから令和 3 年度よりひとつの指定管理案件として統合されています。

続いてそれぞれの施設規模等について申し上げます。

総合体育館は延床面積約 10,000 m²、地上 4 階地下 1 階建て、主たる構造は鉄筋コンクリート造となっております。また、パンプトラックは敷地面積 1200 m²、木造の 2 コースとなっております。

これら施設の利用者数は新型ウィルス蔓延による影響はあったものの、直近の令和 6 年度では年間約 220,000 人となっております、町内外の多くの方のご利用をいただいております。

引き続き多くの方にご利用いただき、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる施設運営をしていただけるよう、指定管理者にご協力いただきたいと考えております。

また、施設も順次維持補修、改修等を進めておりますが、建築から年数も経ち老朽化も進んできておりますので、日常の維持補修の面でもこれらに対応できる技術とノウハウを活かした事業者による指定管理を望んでおります。

最後に、審査にあたっての基準ですが、審査基準をご覧ください。

審査項目は大きく 9 項目に分かれておりまして、個別の審査項目は 5 段階評価とし標準的な項目は 5 点、重視する項目は評価を 2 倍とし 10 点を配点しております。合計は 235 点となっております。

施設の設置目的、サービス向上、経営的な部分、利用者目線での管理運営、などの部分に配点の重点を置いております。

施設の概要の説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

他に質問がなければ、応募団体に入室していただきますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 入室>

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

今回は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者に関し、申請を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」様のプレゼンテーションは、こちらで終了とさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、提案事業者が退室いたしますので、暫時、休憩といたします。

<応募団体 退室>

(委員長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、委員の皆さんは、採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ順次、ご提出してください。

なお、事務局による集計作業に時間が必要とのことですので、ここで暫時、休憩といたします。

<休憩>

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ」の集計結果について報告させていただきます。

「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」の総合得点は、1,391点となり、ボーダーラインとしました1,128点を超えております。

報告は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ」につきましては、総合得点が1,391点で、ボーダーラインとした1,128点を超えておりますので、本委員会といたしましては、「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

<同意を確認>

(委員長)

審査につきましては、これで終了いたしますが、委員の皆さんより、何かございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局から事務連絡をお願い致します。

(事務局)

午後の部は13時より再開いたします。

委員のみなさまお疲れ様でした。

<休憩>

《対象施設》 ②田端スポーツ公園

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

午後の部の最初は「田端スポーツ公園」の指定管理者候補者の選定に係る審査についてです。プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。

対象施設の所管であります水越スポーツ課長より、説明をお願いします。

(水越スポーツ課長)

田端スポーツ公園について施設の概要、審査基準等について説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず施設の概要です。田端スポーツ公園は町民の心身の健全な発達に寄与するためのスポーツ施設として寒川町野外体育施設条例に規定され、平成21年度に整備されたもので、当初は管理委託により、平成28年度より指定管理者により運営管理され、現在に至っております。

続いて施設規模等について申し上げます。立地は主たる部分を相模川の河川敷、河川法によるところの河川区域に設けられており、敷地面積約59,000㎡、野球場2面と、サッカー及び陸上競技などが可能な多目的運動場、多目的広場、親水広場などのスポーツ施設と管理棟を備えております。利用者数は新型ウィルス蔓延による影響はあったものの、直近の令和6年度では年間約47,000人となっております。町内外の多くの方のご利用をいただいております。引き続き多くの方にご利用いただき、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる施設運営をしていただけるよう、指定管理者にご協力いただきたいと思いますと考えております。また、施設も順次維持補修、改修等を進めておりますが、屋外施設であることから、日常の維持補修の面でもこれらに対応できる技術とノウハウを活かした事業者による指定管理を望んでおります。

最後に、審査にあたっての基準ですが、審査基準をご覧ください。

審査項目は大きく9項目に分かれておりまして、個別の審査項目は5段階評価とし標準的な項目は5点、重視する項目は評価を2倍とし10点を配点しております。合計は235点となっております。施設の設置目的、サービス向上、経営的な部分、利用者目線での管理運営、などの部分に配点の重点を置いております。

施設の概要の説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

他に質問がなければ、応募団体に入室していただきますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 入室>

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

今回は、田端スポーツ公園の指定管理者に関し、申請を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」様のプレゼンテーションは、こちらで終了とさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、提案事業者が退室いたしますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 退室>

(委員長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、委員の皆さんは、採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ順次、ご提出してください。

なお、事務局による集計作業に時間が必要とのことですので、ここで暫時、休憩いたします。

<休憩>

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「田端スポーツ公園」の集計結果について報告させていただきます。

「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」の総合得点は、1,374 点となり、ボーダーラインとしました 1,128 点を超えております。

報告は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「田端スポーツ公園」につきましては、総合得点が 1,374 点で、ボーダーラインとした 1,128 点を超えておりますので、本委員会といたしましては、「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

<同意を確認>

(委員長)

審査につきましては、これで終了いたしますが、委員の皆さんより、何かございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局から事務連絡をお願い致します。

(事務局)

会議の再開を 14 時 30 分とします。

委員のみなさまお疲れ様でした。

<休憩>

《対象施設》 ③寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

続きまして、「寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート」の指定管理者候補者の選定に係る審査についてです。プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。

対象施設の所管であります水越スポーツ課長より、説明をお願いします。

(水越スポーツ課長)

寒川町営プール及びさむかわテニスコートについて施設の概要、審査基準等について説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず施設の概要です。現在の町営プールは寒川町営プール条例にもとづき、町民の体位の向上及び心身の健全な発達に寄与するための施設として、令和 2 年度にリニューアル整備を行い、リニューアルオープンの令和 3 年度より指定管理による運営管理を行っております。テニスコートについては寒川町営さむかわテニスコート条例に基づき、スポーツの振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため令和 5 年度にリニューアル整備したもので、当初より指定管理者による管理を行っております。

なお、これらの施設は隣接しており管理棟機能をプール側に置いているため、同一の指定管理者に管理することが合理的であることからテニスコートのリニューアルに合わせひとつの指定管理案件として統合されています。

続いてそれぞれの施設規模等について申し上げます。

町営プールは敷地面積約 5,000 m²、25mプール、幼児プール、スライダープールを主たる施設として設け、鉄筋コンクリート造の管理棟を有しております。

また、テニスコートは敷地面積約 4,000 m²、砂入り人工芝コート 4面を有しております。

これら施設の利用者数は新型ウィルス蔓延による影響はあったものの、直近の令和 6 年度ではプールが年間約 30,000 人、テニスコートが年間約 14,000 人となっており、町内外の多くの方のご利用をいただいております。引き続き多くの方にご利用いただき、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる施設運営をしていただけるよう、かつ、プールに関しては水回り施設であることから一層、安全かつ安心してご利用いただけるように指定管理者にご協力いただきたいと考えております。

また、施設もリニューアルからさほど年数は経っておりませんが、屋外施設であること、プールにあっては季節性のある水回り設備であることから、日常の維持補修の面でもこれらに対応できる技術とノウハウを活かした事業者による指定管理を望んでおります。

最後に、審査にあたっての基準ですが、審査基準をご覧ください。審査項目は大きく 9 項目に分かれておりまして、個別の審査項目は 5 段階評価とし標準的な項目は 5 点、重視する項目は評価を 2 倍とし 10 点を配点しております。合計は 235 点となっております。

施設の設置目的、サービス向上、経営的な部分、緊急時の対応、利用者目線での管理運営、などの部分に配点の重点を置いております。

施設の概要の説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

他に質問がなければ、応募団体に入室していただきますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 入室>

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

今回は、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者に関し、申請を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、「ハヤシグループ」様のプレゼンテーションをお願いした

いと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

「ハヤシグループ」様のプレゼンテーションは、こちらで終了とさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、提案事業者が退室いたしますので、暫時、休憩といたします。

<応募団体 退室>

(委員長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、委員の皆さんは、採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ順次、ご提出してください。

なお、事務局による集計作業に時間が必要とのことですので、ここで暫時、休憩といたします。

<休憩>

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート」の集計結果について報告させていただきます。

「ハヤシグループ」の総合得点は、1,615点となり、ボーダーラインとしました1,269点を超えております。

報告は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート」につきましては、総合得点が1,615点で、ボーダーラインとした1,269点を超えておりますので、本委員会といたしましては、「ハヤシグループ」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

<同意を確認>

	<p>(委員長) 審査につきましては、これで終了いたしますが、委員の皆さんより、何かございますでしょうか。 無いようでしたら、事務局から事務連絡をお願い致します。</p> <p>(事務局) 連絡事項が、2点ございます。 まず、1点目につきましては、今後のスケジュールについてです。本日の審査結果につきましては、町長宛に答申いたします。 その後、庁内会議による町的意思決定を経た後、施設所管課であります、スポーツ課の決裁をもって、指定管理者候補者として決定致します。 さらに、議会 12 月会議に議案として上程いたしまして、その議決をもって、指定管理者として指定する予定でございますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。 続きまして、2点目の「今後の当委員会の会議予定」でございます。先日、次回会議の会議日程のご相談をさせていただきましたが、寒川町ふれあいセンターの選定につきまして令和7年10月31日(金)10時より開催したいと考えております。 つきましては、追って、通知いたしますので、よろしく願いいたします。 事務局からの連絡は、となります。</p> <p>(委員長) ただ今事務局より説明がありましたが、各委員より何かご意見や質問はございますでしょうか。</p> <p><質疑応答> 「質疑無し・意見無し」との声あり</p> <p>(委員長) それでは、ご意見等が無いようでしたら、以上で審査は終了しましたので、事務局へ進行を戻します。</p> <p>(事務局) 本日は長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、本日の第4回寒川町指定管理者選定委員会を終了といたします。みなさま、大変お疲れ様でした。</p>
配付資料	資料：応募団体の申請書類（非公開）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 深澤 文武 （令和7年10月10日確定）